

COP27を踏まえたパリ協定6条（市場メカニズム） 解説資料

**2023年3月
環境省 地球環境局
国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室**

1. パリ協定6条の役割
2. パリ協定6条の実施指針
3. パリ協定6条交渉の経緯
(COP27結果を反映)

パリ協定6条の役割

パリ協定6条への期待

- ・パリ協定では、すべての国が**自国の温室効果ガスの排出削減目標**（Nationally Determined Contribution : NDC）等を定めることが規定されている。
- ・一方、世界の温室効果ガスの排出削減を効率的に進めるため、**パリ協定6条には、排出を減らした量を国際的に移転する「市場メカニズム」**が規定されている。
- ・COP26では、**パリ協定6条の実施ルール（実施指針）**について合意した。

6条により期待される効果

- ◆ 6条の実施ルールが合意され、施行されれば、**各国において、より効率的かつ追加的な削減の促進が可能**となる。各国が提出した削減目標では120か国以上が6条の活用に言及している。
- ◆ 専門家による試算では、6条の実施により2030年までに**世界全体で年間最大で90億トンCO2※1**の追加的削減量が実現されうるとするものもある。この量は、**2018年のCO2排出量（エネルギー起源）の約3割に相当**する量が6条により追加的に削減され得るというもの。
- ◆ グローバルな脱炭素市場や民間投資が活性化することにより、世界的な排出削減と同時に**各国の経済成長にも貢献**し、2030年時点で**20兆円※2**の市場規模が見込まれる。
- ◆ 6条の実施ルールは、国同士の削減量（クレジット）の移転だけではなく、**航空分野を始め、民間企業の自発的な削減の取組においても準用**されることから**重要**

※1 J. Edmonds et al. (2021). How much could article 6 enhance nationally determined contribution ambition toward Paris Agreement goals through economic efficiency?. Climate Change Economics, (2021) 2150007 (P18)

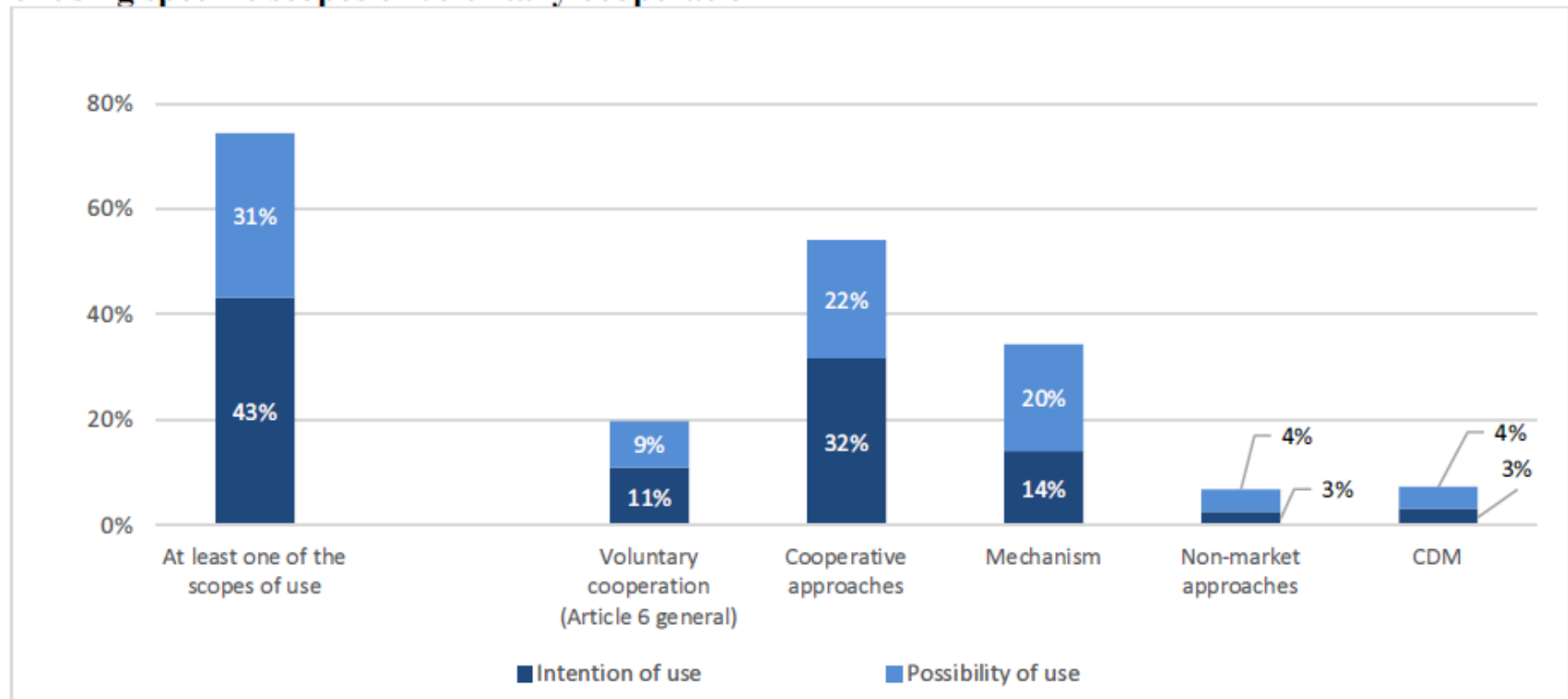
※2 世界銀行, State and Trends of Carbon Pricing 2017 (2017). P15, P64

各国の温室効果ガス排出削減目標（NDC）における6条の活用

新たにNDCを提出した165か国のうち、74%（122か国）が6条の活用に言及

- ・ 6条2項協力的アプローチに言及：54%（89か国）
- ・ 6条4項メカニズムに言及：34%（56か国）
- ・ 6条8項非市場アプローチに言及：7%（11か国）
- ・ クリーン開発メカニズム（CDM）に言及：7%（11か国）

Share of Parties indicating in nationally determined contributions the intention to use or possibility of using specific scopes of voluntary cooperation



“Nationally determined contributions under the Paris Agreement Revised synthesis report” by the secretariat
NDC総合報告書（2021）UNFCCC より引用

パリ協定6条への期待

現状の排出ギャップ

各国の条件付NDCを完全に導入した場合、現行政策シナリオと比較して温室効果ガス排出量を10%削減できるが、2°C/1.5°Cシナリオ達成のためには**30%又は45%**の削減が必要※1。

パリ協定6条の実施により期待される効果

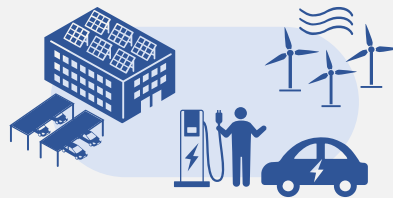
パリ協定6条の適切な実施により、2030年までに世界全体で年間最大で

40億~120億トンCO₂※2の追加的削減

が実現されうるとの専門家の試算がある。

この量は、2018年の全世界CO₂排出量（エネルギー起源）の

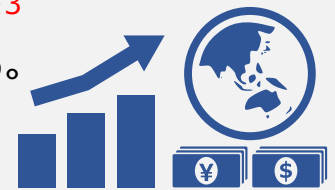
約1割~4割に相当する量。



グローバルな脱炭素市場や民間投資が活性化することにより、世界的な排出削減と同時に各国の経済成長にも貢献し、2030年時点で

約50兆円
（3~4千億USドル） ※3

の市場規模が見込まれる。



※1 • UNEP. 2022. Emissions Gap Report 2022.

※2 • J. Edmonds et al. 2021. How much could article 6 enhance nationally determined contribution ambition toward Paris Agreement goals through economic efficiency? (P.18), Climate Change Economics

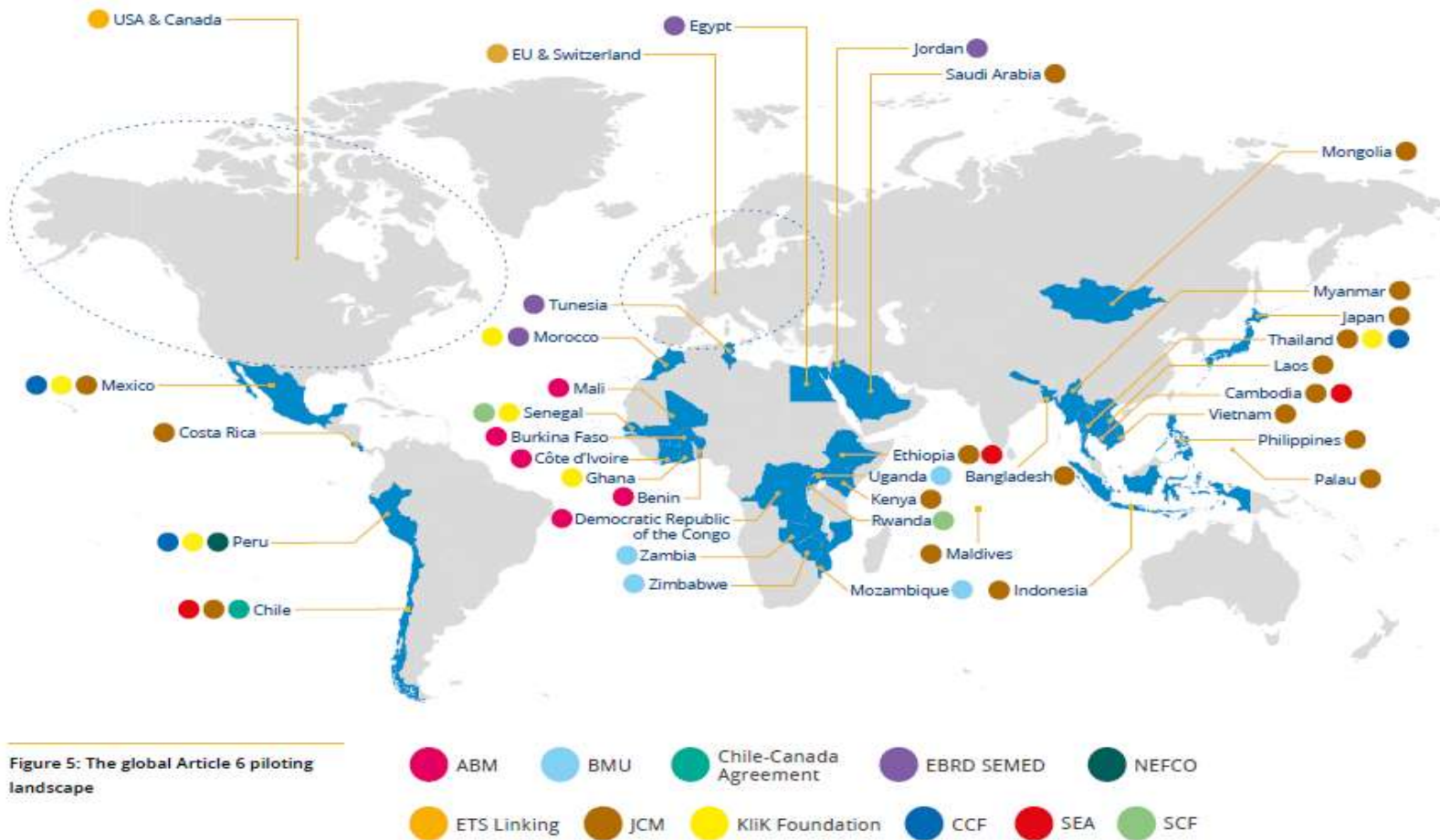
• UNEP and UNEP DTU. 2021. Emissions Gap Report 2021. (P.59)

• TSVCM. 2021. TASKFORCE ON SCALING VOLUNTARY CARBON MARKETS Final Report (P.13)

※3 • UNEP and UNEP DTU. 2021. Emissions Gap Report 2021 (P.60)

• IETA (2021) The Carbon Markets Role of Article 6 Compatible Carbon Markets in Reaching Net-Zero (P.13)

6 条関連の取組概況（ETS連携、炭素クレジット制度、制度構築支援等）



ABM：アフリカ開発銀行による適応を対象とする支援（非市場アプローチに該当）
 BMU：ドイツ環境省による6条キャピタル支援
 チリ-カナダ合意：メタン削減を含む環境協力
 EBRD-SEMED：欧州復興開発銀行（EBRD）による南東地中海地域（SEMED）に対する技術協力
 NEFCO：ヘルーにおける廃棄物分野を対象とした、国際移転可能な削減量創出のパイロット事業

JCM：日本政府とパートナー国政府による二国間クレジット制度
 Klik Foundation：スイス二酸化炭素法に基づく削減クレジット購入のための基金
 CCF：スイス政府による6条活動支援のための基金
 SEA：スウェーデンエネルギー庁による6条に関する調査・パイロット事業
 SCF：世銀によるCDMのパリ協定メカニズムへの移管や6条関連活動を対象とした活動枠組

国際航空分野における温室効果ガス（GHG）排出削減

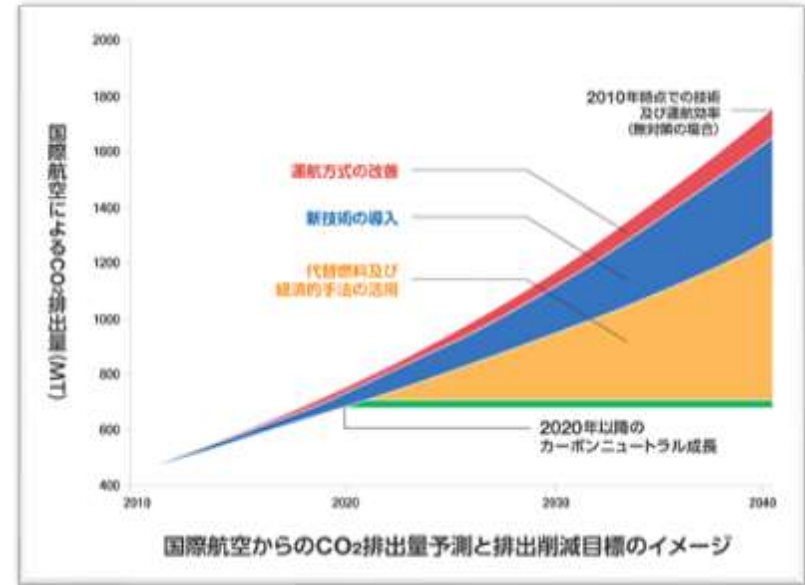
グローバル削減目標

- ① 2050年まで年平均2%の燃費効率改善
- ② 2020年以降、温室効果ガスの排出を増加させない（2020年以降のカーボンニュートラル成長）

目標達成の手段

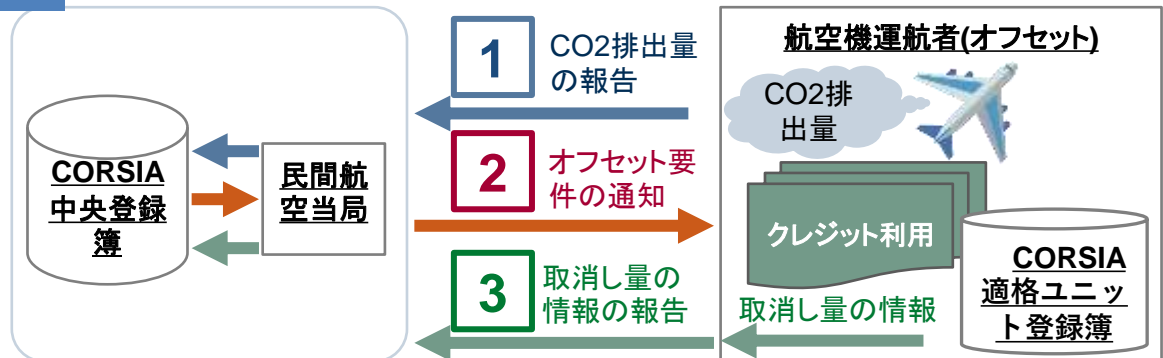
この目標達成に向けて、以下4つの対策（Basket of measures）推進：

(1) 新技術の導入（新型機材等）(2) 運航方式の改善 (3) 代替燃料の活用に向けた取組 (4) 経済的手法の導入 * (1)～(3)の対策で不足する部分について、(4)により対応 ⇒ (4)は「**国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation : CORSIA）**」として実施



CORSIAとオフセットクレジット

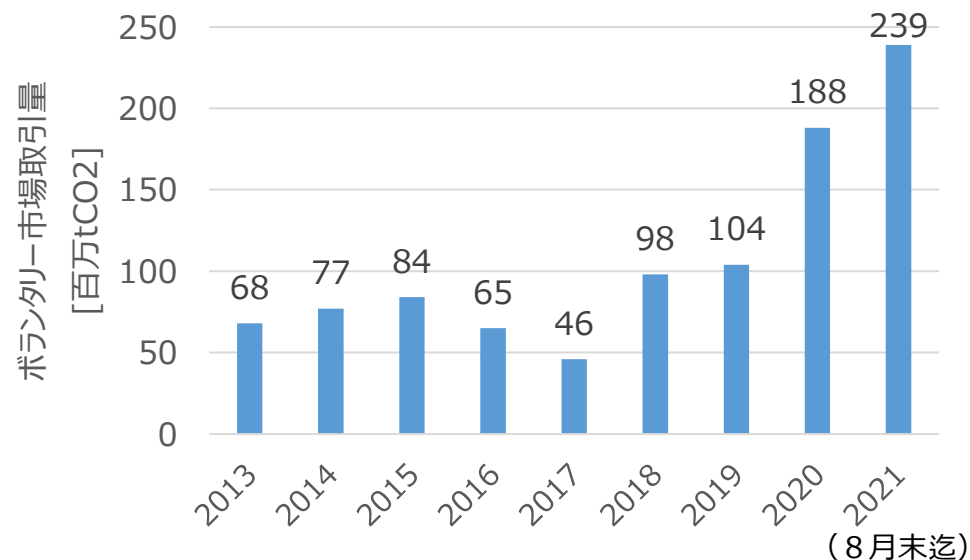
- クリーン開発メカニズム(CDM)、Verified Carbon Standard(VCS)等のクレジットをオフセットに活用可能
- 各制度のクレジットをCORSIAのオフセット要件達成を目的として取消し、取消量を報告



ボランタリークレジットとは

制度名	運営機関	対象地域	対象分野	取引量 (百万tCO ₂)	取引単価 (USD)
Verified Carbon Standard	Verra	全世界	再エネ、農林業・土地利用等	125.6	4.17
Gold Standard	Gold Standard 財団	全世界	再エネ、植林、コミュニティサービス(浄水等)	5.2	3.94
Climate Action Reserve	Climate Action Reserve	米国・一部メキシコ	林業、家畜管理、廃棄物処分場、フロン破壊	4.9	2.12
American Carbon Registry	Winrock International	全世界	森林、フロン破壊、工業プロセス改善、運輸等	2.0	11.37

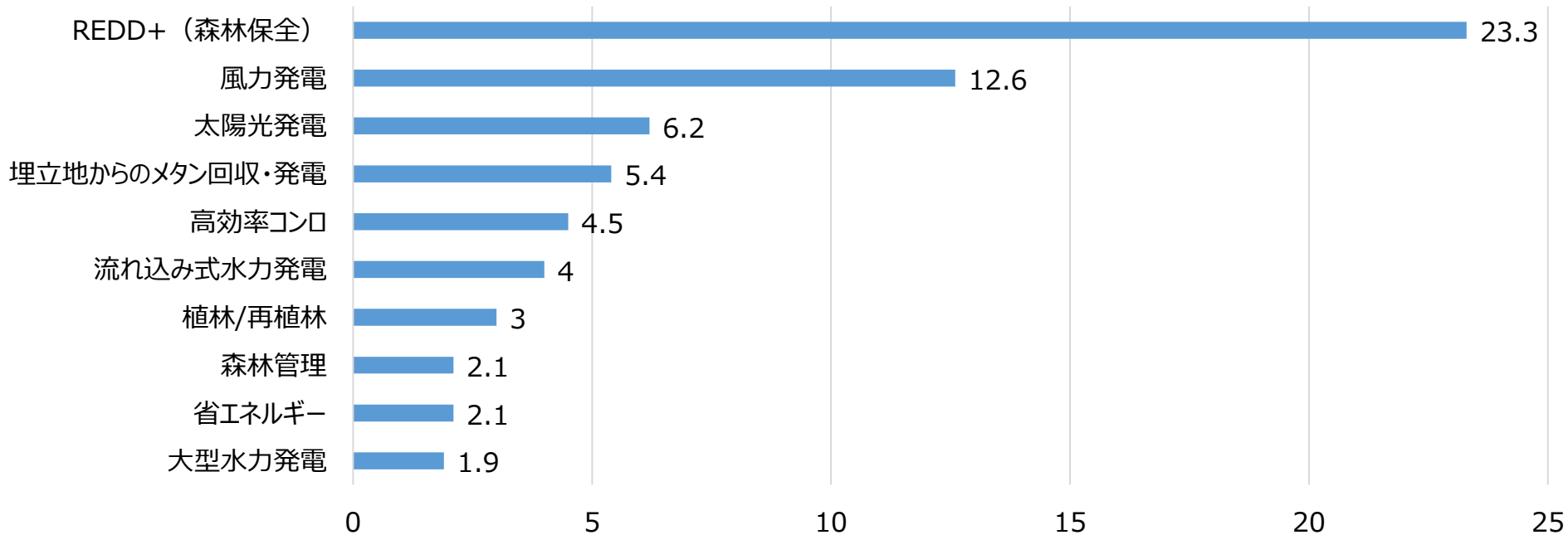
クレジット種類の大まかな分類		主要な目的
民間主体	ボランタリークレジット (民間セクター主導)	企業の自主的な活用
政府主体	二国間の協力的アプローチ (二国間クレジット制度等)	NDCへ活用
	国連管理 (パリ協定6条4項)	NDCへ活用



各種制度ウェブサイトおよびForest Trends「Ecosystem Marketplace's State of the Voluntary Carbon Markets 2021」
(2021)より環境省作成 ※取引量及び単価は2021年8月までのデータに基づく

ボランタリークレジット：プロジェクトタイプ別取引量

クレジット取引量（100万トン/年 2019年）



※上位10位を抜粋

World Bank, State and Trends of Carbon Pricing 2021 より環境省作成



TSVCM (Taskforce on Scaling Voluntary Carbon Markets) (2021) によれば、2030年の80-120億tCO₂のクレジットのポテンシャルのうち、実際に自主的炭素市場に供給可能と推測される量は10~50億tCO₂と予測されている。

Taskforce on Scaling Voluntary Carbon Markets, FINAL REPORT (2021年1月) より環境省作成

パリ協定6条の実施指針

6条関連決定概要

6条2項（協力的アプローチ共通ガイダンス）

- ・緩和成果（削減量）の移転を伴う協力的アプローチ（JCM等の二国間制度、6条4項メカニズムを含む）の共通ガイダンス
- ・国際的に移転される緩和成果の定義（NDC、それ以外の用途への活用）
- ・参加要件
- ・二重計上を防止するルール（相当調整）
- ・**追跡（記録システム）に関するガイダンス、審査ガイドライン、初期報告書アウトライン等、6条報告・審査・記録システムの規定**

6条4項（国連管理メカニズム）


- ・国連が管理する多国間メカニズム
- ・6条4項監督機関が運用を担当
- ・その他制度設計の概要（方法論の原則含む）
（京都議定書下のクリーン開発メカニズム（CDM）に関する決定）
- ・2021年より前のCDMクレジット（CERs）に関しては、2013年以降に登録されたプロジェクトから得られたもののみを移管することができる
- ・**CDM活動・CERsの移管、ホスト国の報告、メカニズム登録簿、SOP/OMGEの詳細ルールを規定**

6条8項（非市場アプローチ）

- ・削減成果の移転を含まない国際協力の枠組みを規定
- ・ガバナンスについては、非市場アプローチ（NMA）グラスゴー委員会を設置。
- ・適応など、様々な取り組みをカバー

13条透明性枠組みガイダンス

- ・6条の報告に関する共通報告事項の構造サマリー表
- ・2024年以降、隔年で報告

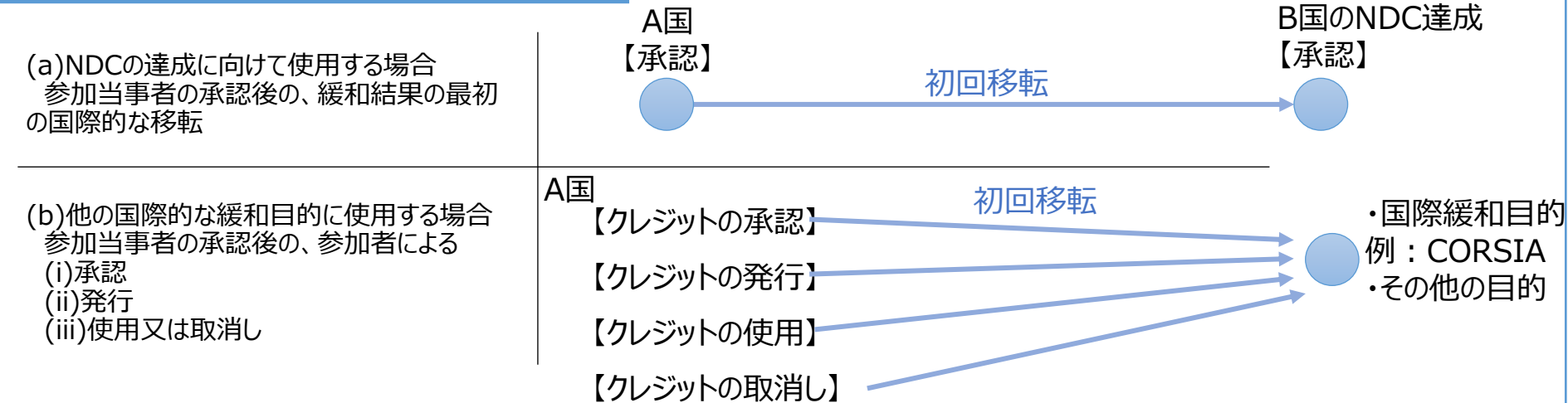
6条に関する
報告 

国際移転の定義

ITMOs（国際的に移転される緩和成果）の定義

実在し、 検証され、 追加的	国際移転さ れる 排出削減量、 吸収量	二酸化炭素換算 (tCO ₂ eq)、ま たはその他の単位	NDC達成に 使用	2021年以降 の緩和成果	以下の目的のため の使用が承認され た緩和成果 ・CORSIA等の国 際緩和目的 ・その他の目的	以下の目的のため の使用 が承認された6条4項メカ ニズムの下の排出削減 ・NDC ・CORSIA等 ・その他の目的
----------------------	------------------------------	--	--------------	------------------	---	--

初回移転（first transfer）の定義



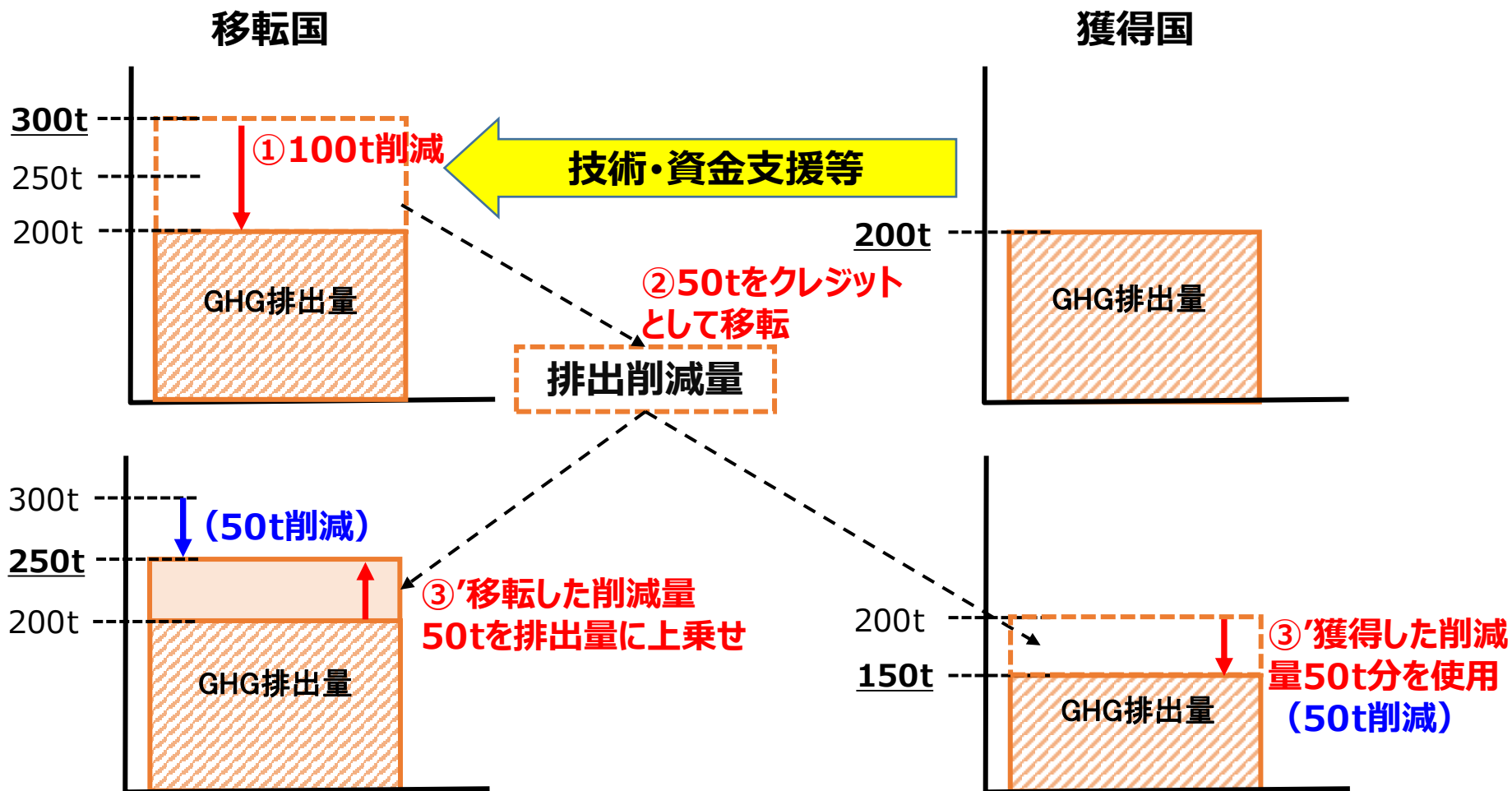
参加要件

パリ協定 の締約国	4条2項に従って NDCを作成・通 報・維持している こと	ITMOsの使用 を承認するた めの体制が整っ ていること	ITMOsを追跡 するための体制 が整っていること	国別排出量 目録を提出 していること	NDC、長期低排出開発戦略、 パリ協定の長期目標達成に 貢献すること
--------------	--	--	---------------------------------	--------------------------	--

国際移転の二重計上の防止

- ◆ 各国の削減目標達成へのダブルカウント（二重計上）を防止するため、**移転された削減量が獲得国の目標達成にのみ使用**されていることが必要
- ◆ このため、削減量を移転国の排出量に上乗せする（**相当調整**）

相当調整の例



相当調整の手法

- 原則**
- ・透明性、完全性、互換性、一貫性
 - ・NDC実施期間内で排出増をもたらさないこと
 - ・参加国のNDCの実施及び達成と整合性があり、代表的なものであること

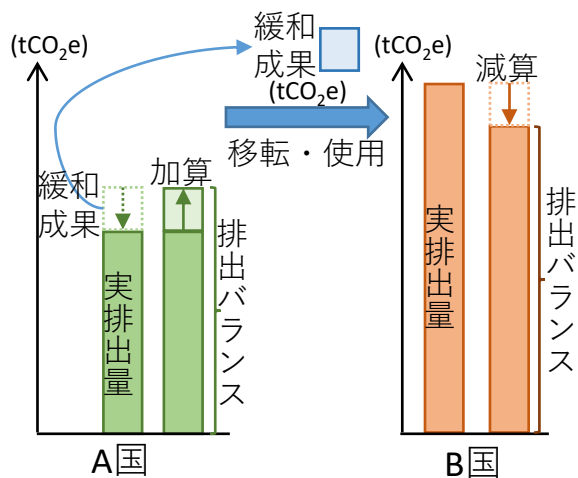
NDC	単年目標	複数年目標	
手法	排出経路又は炭素予算により、単年目標を、暫定的な複数年目標に構成し直し、使用したITMOs量を年ごとにカウント	NDC実施期間に使用したITMOs移転量の平均値を毎年算出し、暫定的に毎年カウント、最終的な相当調整は、NDCの目標年に対して適用	排出経路又は炭素予算に対して、使用したITMOs量を年ごとにカウント、最後に合計値で相当調整適用
相当調整タイミング	毎年相当調整	毎年のみなし相当調整	毎年相当調整
イメージ	<p>[獲得国]</p> <p>毎年のITMOs使用量に対して相当調整</p> <p>[初回移転国]</p> <p>毎年の初回移転したITMOs量に対して相当調整</p>	<p>[獲得国]</p> <p>期間中の平均ITMOs使用量に対して相当調整</p> <p>[初回移転国]</p> <p>期間中の平均ITMOs初回移転量に対して相当調整</p>	<p>[獲得国]</p> <p>毎年のITMOs使用量に対して相当調整</p> <p>[初回移転国]</p> <p>毎年の初回移転したITMOs量に対して相当調整</p>
	<p>— 目標t [] 実排出量 ↓↑ 相当調整 [] ITMOs 初回移転/使用量 [] 相当統制後の排出量</p> <p>... 仮の目標 [] 見なし相当調整 - - 平均ITMOs 初回移転/使用量 [] (排出バランス)</p>		

国際取引の単位

温室効果ガス(GHG)単位

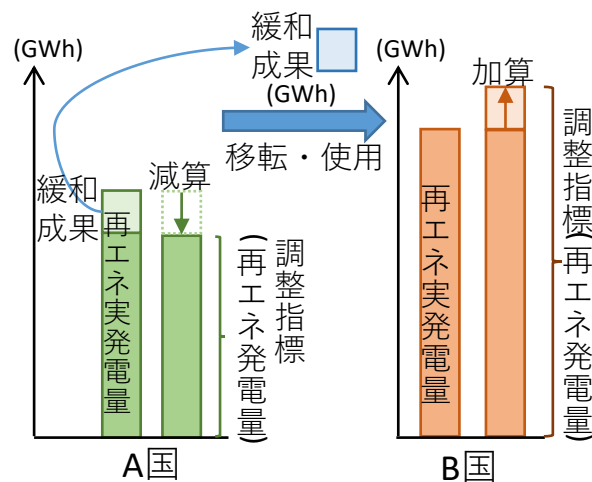
- t-CO₂eq
(CO₂、メタン、N₂O、等)

- 相当調整の例：排出削減量のITMOsの初回移転・使用について、NDC対象排出量に対して実施
- NDCの例：日本、コスタリカ



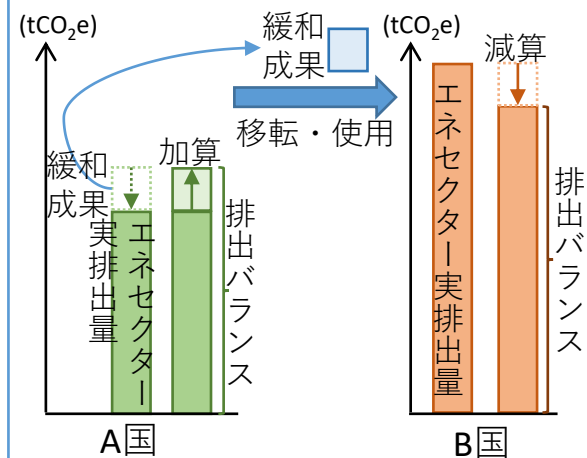
温室効果ガス以外の単位

- GWh (再エネ発電量)
- 相当調整の例：再エネ発電量 (GWh単位)のITMOsの初回移転・使用について、再エネ発電量に対して実施
- NDCの例：ミャンマー(再エネ30%増加)、スリナメ(再エネシェア35%以上、森林被覆面積の維持)



政策措置 (初回のNDCのみ)

- 政策措置による排出量の定量化 (t-CO₂eq)
- 相当調整の例：低炭素技術普及による排出削減量のITMOsの初回移転・使用について、関連するエネルギーセクターの排出量に対して実施
- NDCの例：エジプト(低炭素エネルギー生産技術普及等)



6条報告

初期報告（2022年～）

6条報告の開始

- ・ITMOs承認前、又は次の隔年透明性報告書と一緒に提出

参加条件

- ・参加責任の履行
- ・ITMOsの単位、相当調整の手法
- ・NDCの情報、政策措置の定量化（非GHG単位を含む）
- ・参加国によるITMOs承認の写し、協力的アプローチの概要

環境十全性の確保

- ・NDC実施期間内の排出増が無いことを確保
- ・ガバナンス、緩和成果のクオリティ
- ・非持続性の最小化

その他の方法

- ・人権や原住民の権利等への配慮
- ・持続可能な開発目標との整合
- ・セーフガード・制限の適用
- ・適応への貢献
- ・世界全体の排出削減(OMGE) 等

年次情報（2023年～）

クレジット情報を国連の6条データベースに記録

- ・毎年4月15日までに提出（国別排出量目録と一緒に提出することを想定）

ITMOsに関する定量情報

- ・ITMOsの承認(NDC及びその他国際緩和目的)
- ・初回移転、移転、取得、保有、取消、自主的取消の量
- ・OMGE使用量、NDC使用量

背景情報

- ・協力的アプローチ
- ・承認されたその他国際緩和目的
- ・初回移転国、使用国/機関名
- ・削減年
- ・セクター、活動内容
- ・固有の識別子

定期情報（2024年～）

6条の実施及びNDC達成状況の報告

- ・該当する年の12月31日までに、パリ協定隔年透明性報告書の附属書として提出。

協力的アプローチの概要

- ・参加責任の履行
- ・ITMOsの承認（NDC及びその他国際緩和目的）
- ・相当調整の実施方法
- ・使用済ITMOsの移転等防止方法 等

協力的アプローチにおける方法

- ・GHGsの緩和とNDC実施への貢献
- ・環境十全性の確保
- ・緩和成果の測定(tCO₂e単位)
- ・非GHG単位のtCO₂e単位への換算の適切性確保
- ・緩和コベネフィットの測定

年次情報

- ・NDCの排出量
- ・ITMOs初回移転量
- ・その他国際緩和目的で承認された緩和成果量、承認された機関名
- ・NDC達成への使用量
- ・相当調整の合計量
- ・非GHG指標のレベル
- ・年次排出バランス、又は年次調整指標
- ・最終的なNDC達成状況 等

6条報告:初期及び更新初期報告書アウトライン

初期報告書及び更新初期報告書のアウトライン

A6.2ガイダンスの報告項目に沿った構成

*パラ番号のみの記載は、6.2ガイダンスのパラ番号を示す

I. 参加責任 (パラ18(a))

- A.～D.、F. 締約国が各参加要件※を確保する方法に関する情報(パラ18(a)、パラ4(a)～(d)、(f)、パラ21(a)で更新)
※パラ4(a)パリ協定締約国、(b)NDCの作成・連絡・維持、(c) NDCs達成へのITMOs使用を承認するための体制整備、(d)ITMOs追跡に関する体制整備、(f)参加が、NDCの実施と、提出している場合には長期低排出開発戦略、及びパリ協定の長期目標に貢献すること
- E. 直近の国家インベントリ報告書が提供されているか否かに関する情報(パラ18(a)、パラ4(e)、パラ21(a)で更新)

II. (隔年透明性報告書未提出の場合)CMA1決定18附属書パラ64の締約国のNDCの記述 (パラ18(b)、パラ21(b)で更新)

- A. 目標と記述。目標の種類を含む(CMA1決定18附属書パラ64(a))
- B. 目標年又は期間、単年目標か複数年目標か(CMA1決定18附属書パラ64(b))
- C. 参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始点、及びそれらの各数値(CMA1決定18附属書パラ64(c))
- D. 実施の時間枠及び/又は期間(CMA1決定18附属書パラ64(d))
- E. 範囲とカバレッジ。関連する場合、セクター、カテゴリ、活動、排出源及び吸収源、プール、及びガスを含む(CMA1決定18附属書パラ64(e))
- F. 6条下のITMOsの、パリ協定4条下のNDCsへの使用を含む協力的アプローチを使用する意向(CMA1決定18附属書パラ64(f))
- G. 以前に報告した情報の更新又は明確化(例：前に報告したインベントリデータの再計算、又は方法論又は協力的アプローチの使用に関する詳細)(CMA1決定18附属書パラ64(g))

III. ITMO単位、相当調整の適用手法、NDCの定量化手法に関する情報 (パラ18(c-f))

- A. ITMO単位(パラ18(c))
- B. III.B章(相当調整の適用)に従った相当調整の適用手法(パラ18(c))
 - 1. NDC実施期間中一貫して適用される、複数年又は単年NDCsへの相当調整の適用手法の記述(パラ18(c))
 - 2. 手法が複数年排出経路又は炭素予算の場合、相当調整の適用手法の記述(パラ18(c))
- C.～E. パラ18(d)～(f)の各報告項目※(パラ18(d)～(f))
※パラ18(d)締約国のNDCにおける緩和情報のtCO₂eqでの定量化、(e)締約国のNDCの定量化、又は非GHG指標の割合、(f)政策措置がもたらす排出レベルの定量化、及びNDCでカバーされる期間に関する情報

IV. 各協力的アプローチに関する情報 (パラ18(g-i)、パラ19)

- A.～F. パラ18(g)の各報告項目※(パラ18(g))
※パラ18(g)参加締約国の承認の写し、協力的アプローチの記述、期間、期間中の各年で期待される緩和、関与する参加締約国、承認された機関
- G.1.～3. 協力的アプローチが環境十全性を確保する方法に関する記述(パラ18(h)、パラ22(b)で更新)
- H.1.～6. 協力的アプローチの追加的記述(パラ18(i))

6条報告の審査と記録システム

6条報告の審査（2025年～）

2024年提出の定期情報を審査

デスク審査、又は中央審査
・6条専門家審査チームが、初期報告、及び定期情報の整合性を審査

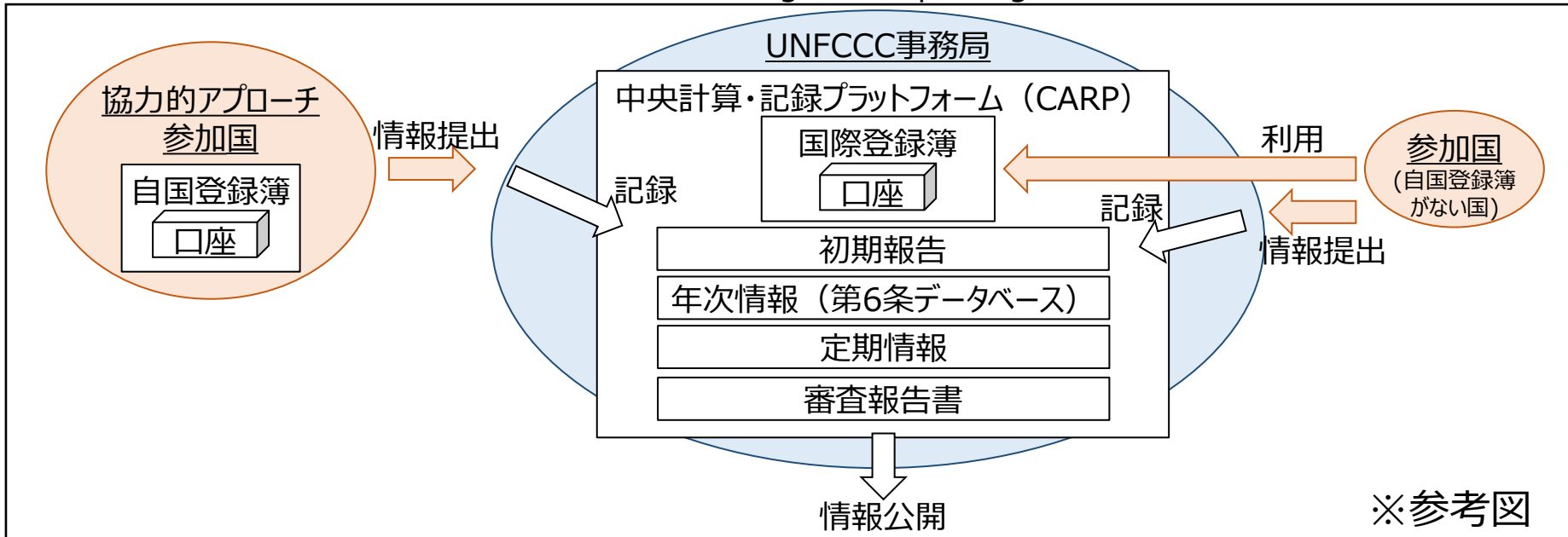
審査に関する報告書の作成
・6条専門家審査チームが、審査結果をまとめた報告書を作成（必要に応じ、各国への改善提案が含まれる）

審査に関する報告書の提出・公表
・6条専門家審査チームが、透明性枠組みの技術専門家審査のため、報告書を提出
・報告書は中央計算・記録プラットフォームで公表

※COP27にて審査ガイドライン採択

6条の記録システム（2023年～）

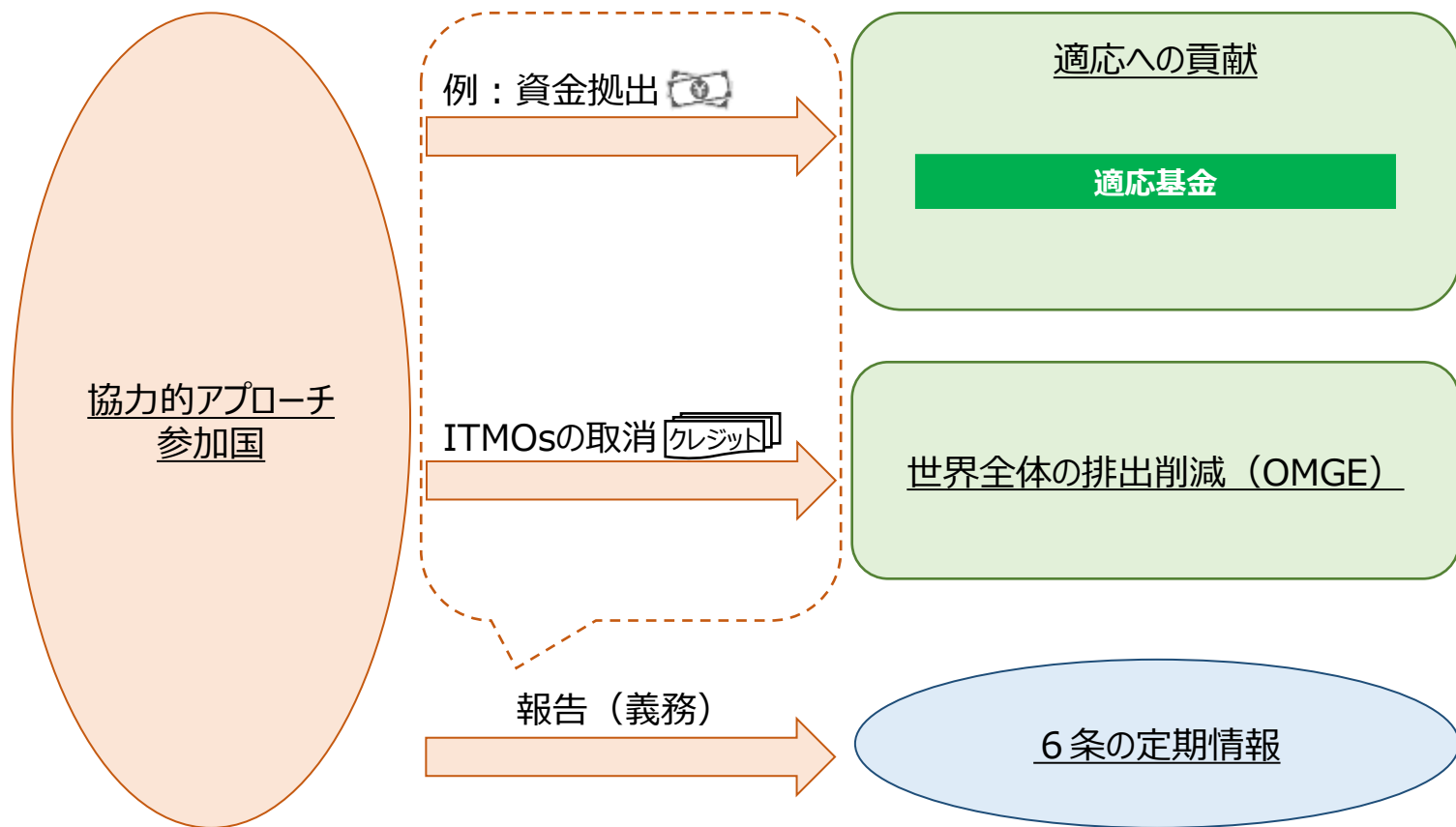
- ・6条2項用の登録簿は、各国が整備
- ・登録簿を保有しない国には、「国際登録簿」を活用
- ・6条データベースを構築。情報の不整合についても確認し、該当する国に通知
- ・中央計算・記録プラットフォーム（Centralized Accounting and Reporting Platform : CARP）の構築



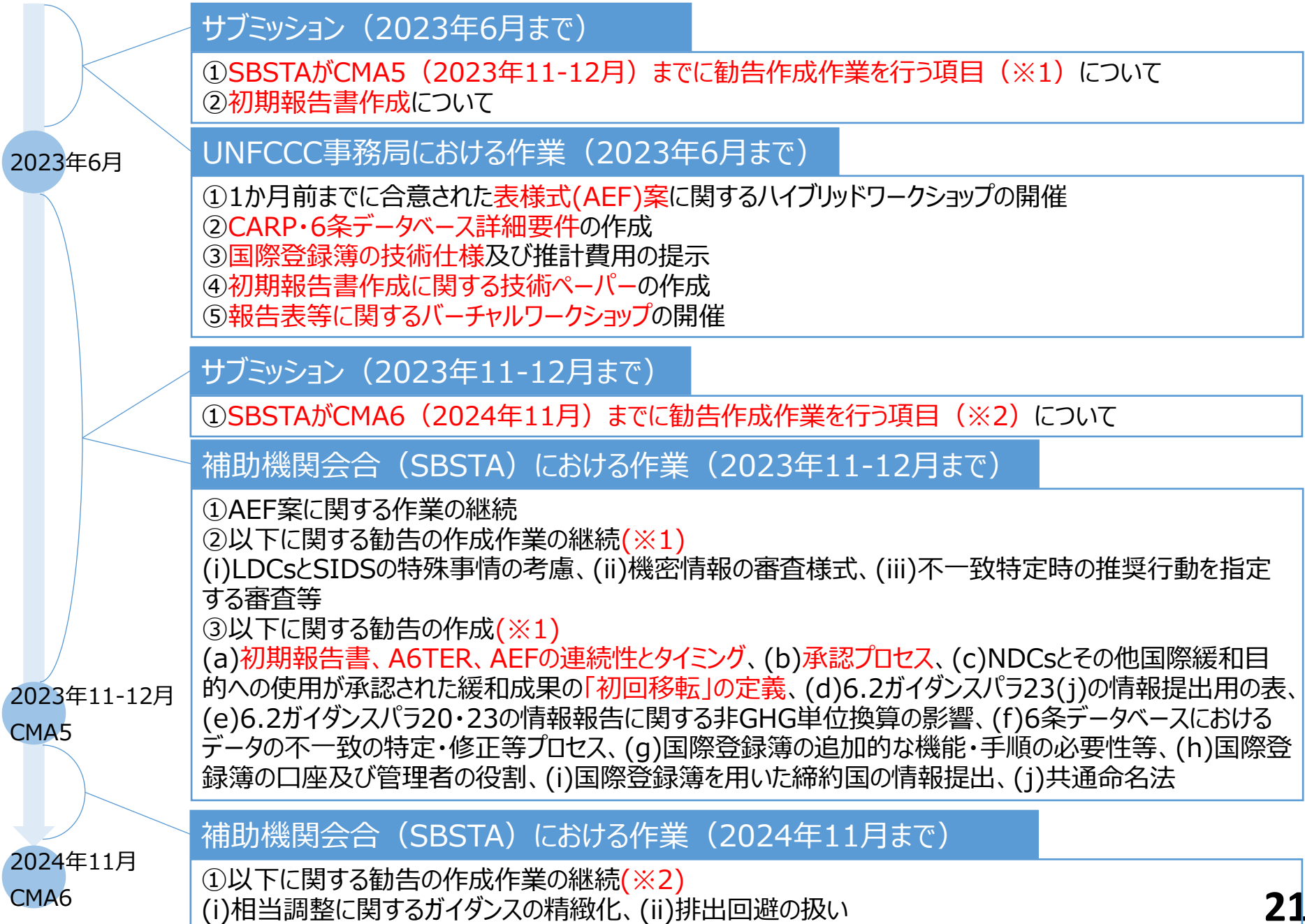
※COP27にて追跡に関するガイダンス採択

6条2項を通じた緩和と適応への野心向上

- ・適応への貢献（特に適応基金を通じた貢献）を強く推奨。資金拠出内容については定期的な報告を義務づけ。（6条4項のもとでの適応資金支援も考慮。）
- ・NDCに算定しない削減量やその他の国際的な緩和目的のための削減量の取消が強く推奨。世界全体の排出削減（OMGE）については定期的な報告を義務付け。（6条4項のもとでの手法も考慮。）



6条2項ガイダンス：作業計画

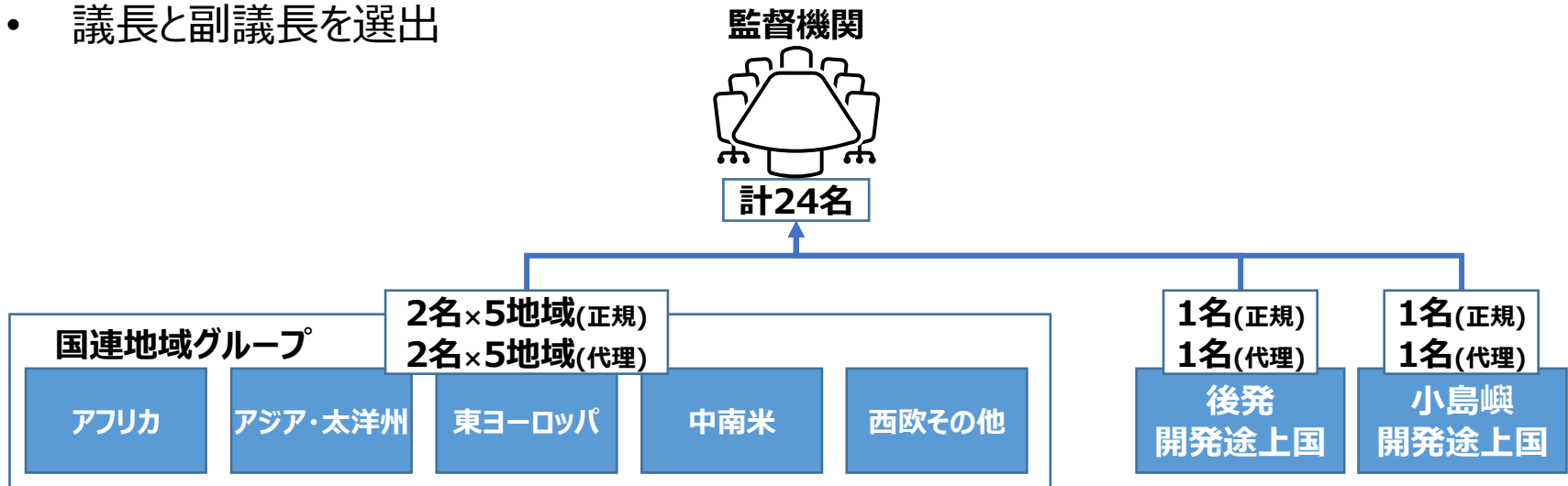


6条4項メカニズム監督機関

監督機関

メカニズムを監督する機関の設置と手続きの規定

- 監督機関 (Supervisory Body) は24名のメンバーで構成 (地域やジェンダーバランスを考慮)
- 議長と副議長を選出



- 監督機関は以下の役割を担う。
 - ✓ 削減量計算のための方法論の開発と承認
 - ✓ 6条4項メカニズムの活動の登録、クレジット期間の更新、クレジットの発行
 - ✓ 人権や先住民族の権利の考慮、環境セーフガードや、持続可能な開発への配慮のためのツールの開発
 - ✓ 6条4項メカニズムに関するウェブサイトの開発
 - ✓ その他、メカニズムを実施するための支援
- 監督機関を支援する事務局の設置。

6条4項メカニズムの活動デザイン・方法論

参加要件

NDCや長期目標達成への言及、ホスト国の役割向上

- ・プロジェクト活動をホスト国が認定する際、NDCの達成、**長期低炭素排出開発戦略**、**パリ協定の長期目標へ貢献**することを確保
- ・プロジェクト実施国（ホスト国）によるベースライン、クレジット期間の特定が可能

64活動デザイン

野心の向上に寄与する活動

- ・活動は以下の要件を満たすものでなければならない
 - 追加的なGHG排出の緩和を達成するものであり、世界の排出を増加させるものでないこと
 - プロジェクト、活動プログラム、または監督機関が承認する活動であること
 - ホスト国の排出削減を達成すること
 - 現実的で測定可能で長期的な便益を提供し、非持続性のリスクを最小化し、リーケージのリスクを最小化した上で削減・吸収量算定において発生するリーケージを考慮し、負の環境・社会的影響を最小化・回避すること
 - ローカルステークホルダーコンサルテーション（現地説明会）を実施すること
- ・クレジット期間について、
排出削減活動：
 - 5年**(最大2回更新可能)
 - 10年**(更新不可)吸収活動：
 - 15年**(最大2回更新可能)

方法論（ベースライン・追加性）

ゼロエミッションの達成に向けた方法論

- ・原則部分にて、**野心の向上**、**BAUより低いこと**、ホスト国のNDC及び長期戦略、パリ協定長期目標に整合的であること
- ・ベースラインアプローチとして、**BAT (Best Available Technology)**、**ベンチマーク**、より低く設定する既存・歴史排出量の適用（ホスト国はより野心的なアプローチを設定可能）
- ・標準化ベースライン
- ・追加性にて政策、規制、法律の考慮及び炭素集約的技術のロックインを回避

6条4項:許可と承認

許可と承認 (Approval and authorization)

ホスト国による活動の許可とクレジット使用の承認

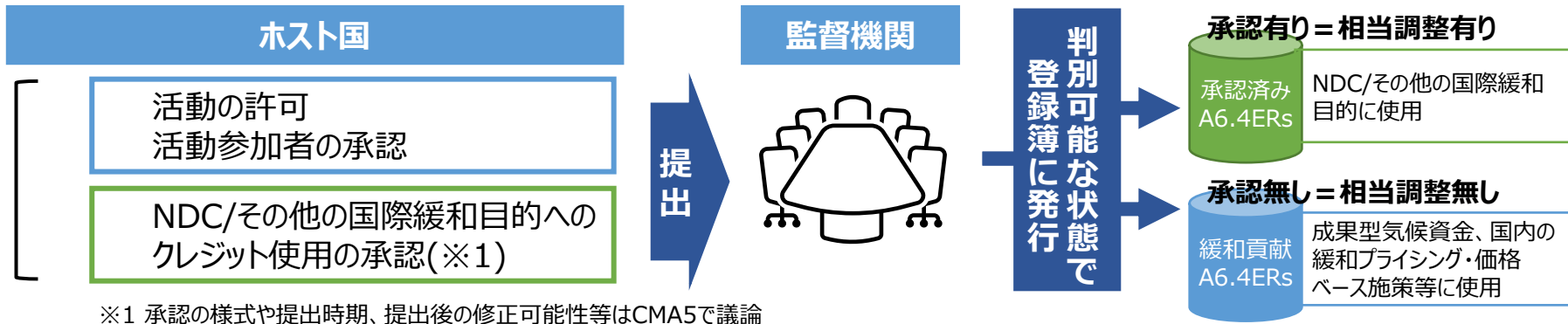
①プロジェクト活動の許可

- ・持続可能な開発への貢献
- ・クレジット期間の更新有無
- ・ホスト国NDCへの貢献

②プロジェクト参加者の承認

③クレジット (A6.4ERs) の承認

- ・A6.4ERsのNDC及び／又はその他の国際緩和目標 (CORSlAやボランタリーマーケット) への使用に関する承認。
- ・ホスト国は監督機関に対して、承認に関する情報 (対象となるクレジットの期間や量など) を書面で提出。また、その他の国際緩和目標への使用を承認する場合、初回移転の定義 (A6.4ERsの承認時、発行時、使用／取消時など) に関する情報も提出 (※1)。
- ・ホスト国は、NDC及び／又はその他の国際緩和目標への使用を**承認する全てのA6.4ERs (SOP／OMGEのために移転／取消されたA6.4ERsを含む) に対して、相当調整を適用**する。一方で、当該承認がなされないA6.4ERs (緩和貢献A6.4ERs) に対しては、相当調整を適用しない。
- ・その他、ホスト国は活動の許可とプロジェクト参加者の承認を、ホスト国以外の参加国はプロジェクト参加者の承認を行う。



クレジット発行

- ・メカニズム登録簿にて、A6.4ERsがNDC及び／又はその他の国際緩和目的への使用を承認されているかどうかを識別 (distinguish) する。

メカニズム登録簿

- ・口座の設定 (保有、償却、取消、SOPの徴収、OMGEのための取消等)
- ・6条2項における国際登録簿との接続

6条4項:適応支援 (SOP) と地球全体の排出削減 (OMGE)

Share of proceeds (SOP)

手続費用SOP

- 以下の5種類で構成され、申請時に支払を実施(※詳細な額は最大値の範囲内で6条4項監督機関が決定)
 - ✓ **登録料**：年平均予想削減量が15,000tCO₂eq以下なら最大\$2,000、15,000を超え50,000tCO₂eq以下なら最大\$6,000、50,000tCO₂eqを超えるなら最大\$12,000
 - ✓ **CPA追加料**：追加ごとに最大\$1,000
 - ✓ **発行料**：発行されるA6.4ERあたり最大\$0.2
 - ✓ **クレジット期間更新料**：登録料と同じ
 - ✓ **登録後変更料**：最大\$2,000
- ホスト国がLDC/SIDSの場合は支払を免除

適応支援SOP

- **A6.4ERsの5%徴収分**については、適応基金理事会が現金化のための戦略を策定・実施し、CMAに対して現金化の状況を年次で報告
- **資金貢献**として、発行料の3%を差し引き、年に1度まとめて適応基金に移転
- **手続費用SOPの余剰金**については、6条4項監督機関が毎年状況をレビューしつつ、適応基金への移転のタイミングや額を決定

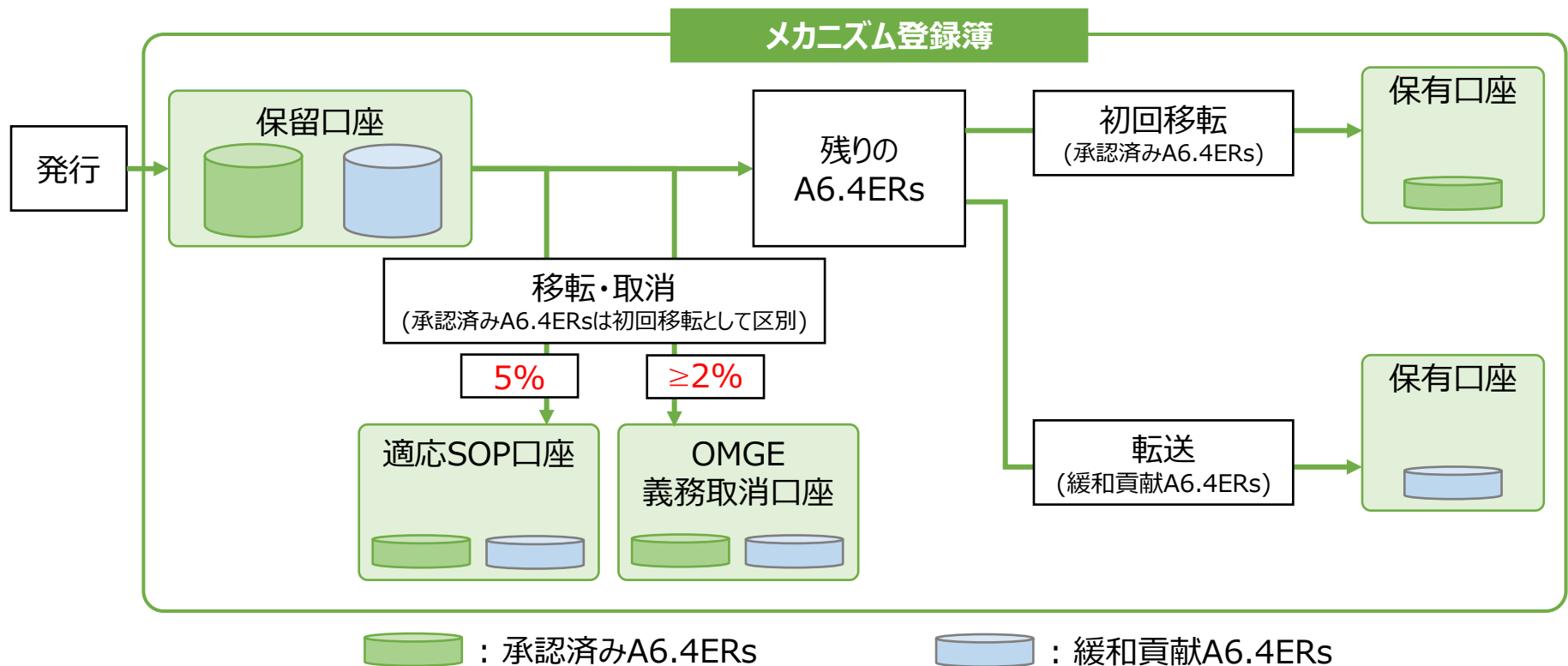
Overall Mitigation in Global Emission (OMGE)

- 2%以上のOMGE義務取消は、保留口座に発行された**全てのA6.4ER**が対象(※相当調整の対象は承認済みA6.4ERsのみであり、緩和貢献A6.4ERsは対象外)
- 活動参加者は、発行申請上で表明することで、2%を超える量を取り消すことが可能(※詳細な手続は6条4項監督機関が開発)
- 活動参加者やステークホルダーは、OMGEの達成のために、承認済みA6.4ERsを自主的に取り消すことが可能(※詳細な手続は6条4項監督機関が開発)
- 6条4項監督機関は、CMAへの年次報告書において、OMGEの達成のために義務的に／自主的に取り消されたA6.4ERsの集約量とその定性情報を提供

6条4項:適応支援 (SOP) と地球全体の排出削減 (OMGE)

SOPとOMGEの徴収プロセス

- 全てのA6.4ERsは、登録簿管理者 (UNFCCC事務局) によって、まず保留口座に発行される。
- 発行時において、登録簿管理者は、A6.4ERsに承認ステータスを付与する (※承認済みA6.4ERsと緩和貢献A6.4ERsに区別される)。
- 発行後速やかに、登録簿管理者は、全てのA6.4ERs (承認済みA6.4ERs + 緩和貢献A6.4ERs) の5%を適応支援のためのSOP口座に移転し、2%以上をOMGEの義務取消のための口座で取り消す (※これらのうち、承認済みA6.4ERsの移転・取消のみ初回移転として区別され、相当調整の対象となる)。
- 残りのA6.4ERsについて、登録簿管理者は、活動参加者のインストラクションに基づき、活動参加者や参加国の保有口座への初回移転または転送を実施する。



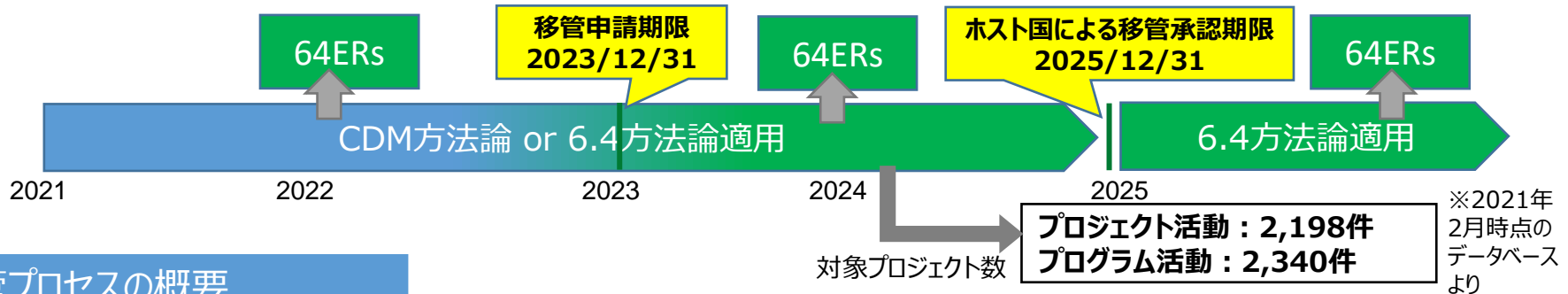
6条4項:CDMプロジェクトの移管

CDMプロジェクト活動の移管

CDMプロジェクトの移管

・以下の条件を満たす**CDM活動及びPoA**（現在、暫定的な登録申請をしているものも含む）**について6条4項メカニズムの下で実施するプロジェクトとして登録可能**

- ①2023年12月31日までに移管申請を**UNFCCC事務局及びCDMホスト国に通知**。
- ②2025年12月31日までに移管に関する**CDMホスト国からの承認**を得る。
- ③移管するプロジェクトについては相当調整を含めた6条4項のルールを適用する。
- ④CDM方法論をクレジット期間終了または2025年12月31日のどちらか早い日まで適用。
- ⑤小規模CDM及びPoAについて監督機関にて定める迅速移管手続を適用。



移管プロセスの概要

STEP 1

移管申請の提出

- 6条4項メカニズムへの移管を希望するCDM活動の参加者は、事務局、及び、CDMホスト国において6条4項メカニズム実施のために指定された国家機関(DNA)に対して、2023年12月31日までに移管申請書を提出(※詳細な手続は6条4項監督機関が開発)
- CDM実施のためのDNAに対しても、同申請の提出を通知

STEP 2

申請の承認

- 移管申請を受領した6条4項メカニズム実施のためのDNAは、移管を承認する場合、6条4項監督機関に対して、2025年12月31日までに承認を提出(※詳細な手続は6条4項監督機関が開発)

STEP 3

移管の最終化

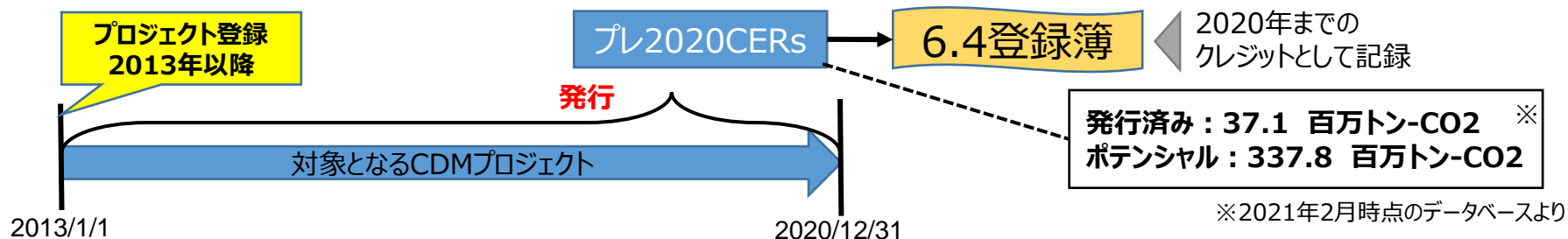
- 6条4項監督機関が移管を承認(移管実行日は2021年1月1日まで遡ることが可能)
- 移管実行日をもって、当該活動はCDMから自動的に登録を解除
- 移管後は、当該活動に対して、64RMPの要件を適用

6条4項:プレ2020CERs (クレジット) の移管

プレ2020CERの移管

・以下の条件の下、CDMクレジット (CERs) をNDCの達成に使用できる

- ① 2013年以降に登録されたプロジェクト
- ② CERsは64メカニズム登録簿に移転され2021年より前の削減として明記
- ③ CERsは最初のNDC達成のみに活用可能
- ④ 相当調整及びSOPは適用されない
- ⑤ 上記に該当しないクレジットの使用については将来のCMA決定に従う
- ⑥ 植林・再植林CDMからのクレジットについてはNDCに使用できない



移管プロセスの概要 (※CDM登録簿で管理されるCERsが対象)

- 移管完了期限は現時点では未定(将来にCMAが決定)
- CERsの保有者(事業者、締約国、適応基金管財人)がメカニズム登録簿への移管を申請
 - ✓ 移管申請時には、CERsのシリアル番号や移管先の口座に関する情報の提出が必要
 - ✓ 移管申請は当該CERsの発行元となったホスト国にも通知される
- 移管申請後、一定期間の間にホスト国による否認通知の提出がなければ、登録簿管理者により移管が実行される
- 移管の際は、CERsをCDM登録簿で取り消され、メカニズム登録簿の指定の口座に記録される(移管履歴はCDM/メカニズム登録簿管理者によって照合(reconciliation)される)
- **移管されたCERsは最初の/最初の更新されたNDCの達成に使用可能**であり、当該目的に使用した締約国は、
 - ✓ 排出バランス算定時にCERs使用量を差し引くことが可能(一方で、ホスト国による相当調整はなし)
 - ✓ 毎年のCER使用量をBTRの構造表(structured summary)で報告

6条4項メカニズム:今後の作業

・締約国等は、※1の事項、及び、炭素除去活動について、サブミッションを提出

6条4項メカニズム監督機関における作業

2023年6月まで

- CDM活動の移管申請手続(様式等)の開発・運用

CMA5(2023年11-12月)まで

- 炭素除去活動、及び、方法論に関するCMAへの勧告の作成
- CDM活動の移管手続の開発・運用とCMAへの進捗報告

期限なし

- 監督機関の支援体制の強化とリソースの割り当て

SBSTAにおける作業

CMA5(2023年11-12月)まで

- 6条4項メカニズムに排出回避・保全強化活動を含めるかどうかの検討(※1)
- メカニズム登録簿と国際登録簿・各国登録簿の接続の検討(※1)
- ITMOsの使用に対するホスト国の承認ステートメントの要件の検討(※1)

CMA6(2024年11月)まで

- 6条4項メカニズムのための国内制度アレンジなどにおける監督機関とホスト国のさらなる責任の検討

事務局への要請

SB58(2023年6月)まで

- ※1の事項について、サブミッションを基にした統合報告書の作成

SB58(2023年6月)～SB59(2023年11-12月)の間

- ※1の事項について、技術専門家対話の開催

期限なし

- 能力開発プログラムの実施促進とCMAへの定期的な進捗報告

2023年3月

監督機関会合

2023年6月
SBSTA

監督機関会合
技術専門家対話

2023年11-12月
COP28/CMA5

監督機関会合

2024年6月
SBSTA

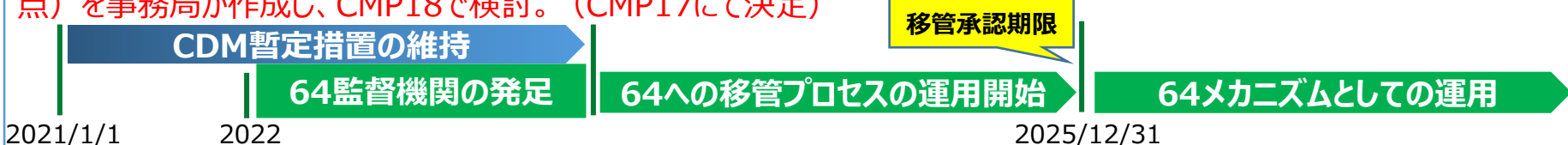
監督機関会合

2024年11月
COP29/CMA6

京都議定書下のクリーン開発メカニズム（CDM）へのガイダンス

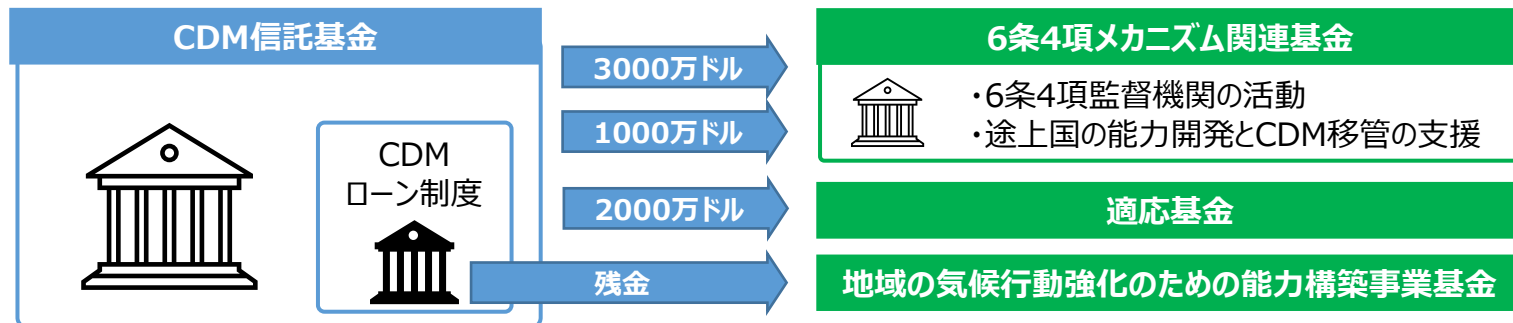
2021年以降のCDM扱い

- ①移管プロセスが開始されるまで暫定措置を維持（CDMとしてのプロジェクト登録申請/クレジット発行申請受付）。
- ②2021年以降のCDMとしての申請は無し。2020年12月31日以降を対象とするプロジェクト登録、クレジット期間更新、CERの発行についてCDMとしての申請は行えない（6条4項メカニズムとしての申請は可能）。
- ③CDM理事会による6条4項メカニズム立ち上げ支援（CDM理事会に対して6条4項監督機関との協力及びCDMのソフト及びハードインフラを活用した6条4項メカニズムの迅速な実施支援を要請）
- ④CDM関連議題を終了（手続きのレビュー議題、理事会決定に対する申し立て手続き、土地利用変化、森林荒廃）
- ⑤CDM登録簿で管理されるCERsの6条4項メカニズム登録簿への移行措置について、CMP17で採択。
- ⑥CDMの将来について、技術ペーパー（CERの発行申請、CERの自主取消申請、方法論承認・DOE認定手続などが論点）を事務局が作成し、CMP18で検討。（CMP17にて決定）



CDMに関する資金の扱い

- ・CDM信託基金から3000万ドル（30億円）を6条4項監督機関の活動費補助基金へ移転
- ・CDM信託基金から1000万ドル（10億円）を6条4項メカニズムの活用及びCDMの6条4項メカニズムへの移管に向けたRCCを活用した能力構築活動補助基金に移転
- ・CDM信託基金から2000万ドル（20億円）を適応基金に移転
- ・CDMローン制度を2020年末で終了、CDMローン制度残金を地域の気候行動強化のための能力構築事業基金へ移転
- ・SBIにてCDM信託基金の状況をレビュー、2023年のCMPにて検討。



6条8項:非市場アプローチの枠組み

原則

- ・枠組みは非市場アプローチの促進と統合を強化
- ・NDCの実施を促進

非市場アプローチの枠組み

- ・緩和・適応の野心向上

組織

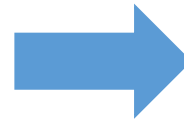
- ・**非市場アプローチ（NMA）グラスゴー委員会を設置**（委員会はSBSTA議長主催の下、議長による指示の下でコンタクトグループの手続きを適用）
- ・更なる制度的な体制が必要であるか2027年のCMAにて検討。

作業計画の方式

- ・ワークショップ、サブミッション、技術ペーパー、関連機関との協力など

作業計画の活動

- ・非市場アプローチの特定
- ・UNFCCCウェブプラットフォームを通じた情報共有



今後の作業

- ・**グラスゴー委員会に作業計画活動を2段階の実施を要請**
 - 第1フェーズ（2023-24年）作業計画活動の要素の特定・構造化
 - 第2フェーズ（2025-26年）第1フェーズで特定された活動の実施
- ・第1フェーズの進捗状況に関する迅速で簡素化された評価を第6回グラスゴー委員会で実施（2024年11月）
- ・SBSTAにおいて作業計画をレビュー（2026年）

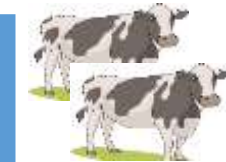
作業計画の初期フォーカスエリアで想定される活動

適応、強靱化、
持続可能性



脆弱地域の
植林

気候変動への
対応・持続可能
な開発に貢献



家畜糞尿
からのメタン
削減と肥料
化

クリーンエネ
ルギー源の開
発



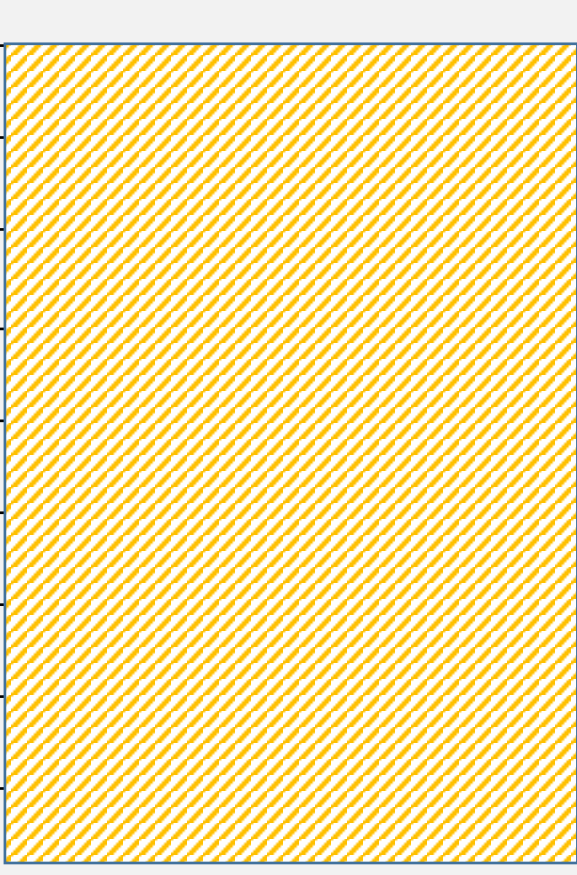
風力発電
等による灌
漑

(参考) 透明性決定 (パラ77d)

NDCs進捗追跡のための共通報告表

3. 構造化概要：手法及び算定アプローチ—パリ協定第4条13及び14と決定4/CMA.1と整合（6条関連箇所の抜粋）

- ・パリ協定第13条の透明性枠組み下で、NDCsの進捗を追跡するために締約国が提出する情報のフォーマットが採択された。
- ・協力的アプローチが環境十全性を確保する方法等、6条関連の定性的な情報を記入する欄が、共通報告表の構造化概要に設けられている。

報告要件	記述、又はBTRの関連セクションへの参照
第4条下の各NDCについて	
IPCCで評価され、CMAで採択される方法論及び共通指標に従った、人為的排出及び吸収の算定	
関連する場合、第6条関連ガイダンスに従うものを含め、ネットのGHG排出削減量の二重計上を回避する方法に関する記述（MPGsパラ76(d)）	
第4条下のNDCへのITMOs使用を含む協力的アプローチに参加、又はNDC達成以外の国際緩和目的への緩和成果の使用を承認する各締約国	
第4条下のNDCへのITMOs使用を含む協力的アプローチに関連する手法に関する情報の提供（MPGsパラ75(f)）	
第6条に関してCMAが採択する決定に一貫する、各協力的アプローチが持続可能な開発を促進する方法に関する情報の提供（MPGsパラ75(d)(iv)）	
第6条に関してCMAが採択する決定に一貫する、各協力的アプローチが環境十全性を確保する方法に関する情報の提供（MPGsパラ75(d)(iv)）	
第6条に関してCMAが採択する決定に一貫する、各協力的アプローチが透明性を確保する方法に関する情報の提供（MPGsパラ75(d)(iv)）	
第6条に関してCMAが採択する決定に一貫する、とりわけ二重計上回避を確保する堅固な算定を適用する方法に関する情報の提供（MPGsパラ75(d)(iv)）	
第6条下の報告に関してCMAが採択する決定と一貫するその他の情報（MPGsパラ77(d)(iii)）	

(参考) 透明性決定 (パラ77d)

NDCs進捗追跡のための共通報告表

4. 構造化概要：パリ協定第4条下のNDC実施・達成における進捗の追跡（6条関連箇所の抜粋）

・ITMOsの移転量や使用量等、6条関連の定量的な情報を記入する欄も、共通報告表の構造化概要に設けられている。

単位、参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始点、適切な場合	前報告年の情報をカバーするNDC実施期間、該当する場合、及び最新年、最終年又は期間末を含む（MPGsパラ68及び77(a)(ii-iii)）	目 標 年 又 は 期 間	目 標 年 又 は 期 間	NDCへの進捗、各選定指標の最新情報比較により決定、最終年又は期間末を含む、参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始点を伴う（MPGsパラ69-70）
	年1 年2 … 最終年			

6条関連項目

パリ協定第4条下のNDCへのITMOs使用を含む協力的アプローチに参加、又はNDC達成以外の国際緩和目的への緩和成果の使用を承認する各締約国は提供（MPGsパラ77(d)）

該当する場合、NDC実施期間のみなしの複数年排出経路又は予算（決定2/CMA.3付属書パラ7(a)(i)）

該当する場合、NDCと一貫するNDC実施期間の複数年排出経路又は予算（決定2/CMA.3付属書パラ7(b)）

定期報告の年次情報の各項目（※最終状況等を除く。詳細略。）

該当する場合、NDC実施期間の経過年数で除した、ITMOsの累積量（決定2/CMA.3付属書パラ7(a)(ii)）

第6条下の報告に関してCMAが採択する決定に沿ったその他の情報（MPGsのパラ77(d)(iii)）

パリ協定第4条下の締約国のNDCの達成の評価（MPGsパラ70）

締約国のNDC目標の再述

参照ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始点

目標年/期間の指標に関する最終情報、決定2/CMA.3付属書III（相当調整）及びCMAの今後の決定に沿って必要な相当調整の適用を含む（決定2/CMA.3付属書パラ23(I)）

比較

NDCの達成： {はい/いいえ、説明}

パリ協定6条交渉の経緯

パリ協定6条交渉経緯

	交渉の経緯
2015年	COP21（フランス・パリ）にてパリ協定採択（※6条「市場メカニズム」が含まれる）
2016年	COP22（モロッコ・マラケシュ）にて6条実施指針の交渉始まる
2017年	COP23（フィジー・ボン）にてテキスト（ルール文書）についての交渉始まる
2018年	COP24（ポーランド・カトビツェ）にてパリ協定実施指針について大枠合意されるも、6条については採択見送り。 →本来であればここで6条実施指針策定
2019年	COP25（チリ・マドリード）にて6条について議論が進展するものの、採択見送り。
2020年	コロナの影響によりCOP26（英国・グラスゴー）の開催延期。
2021年	COP26（英国・グラスゴー）にて6条の実施指針を採択。
2022年	COP27（エジプト・シャルムエルシェイク）にて 6条実施に必要となる報告様式、インフラ、レビュー等の詳細規則を採択。

6条交渉の経緯 (COP27/CMA4@シャルムエルシェイク)

一週目 (11月6日～11月12日)

オープニング
(11/6)

技術レベルでの未解決の問題を議論するため、6条2項は**8回**、6条4項は**7回の非公式会合**を実施するも、決定案がまとまらず、CMAで引き続き議論することで合意。



SBSTA議長
非公式文書

6条2項

- インフラ、レビュー、報告表とアウトラインなど

6条4項

- CDM活動・CERsの移管、ホスト国による報告、メカニズム登録簿、SOP、OMGEなど



Ver1 (11/11)



Ver1 (11/10)



Ver2 (11/12)

SBSTAの下で非公式
会合を開始

二週目 (11月14日～11月19日)

各議題について、引き続き、CMAの下で議論を開始。6条2項は**7回の非公式会合**を、6条4項は**5回の非公式会合**を実施するも、決定案がまとまらず、交渉は難航。

6条2項



Ver2 (11/16)



Ver3 (11/18)

6条4項



Ver3 (11/16)



Ver4 (11/17)

6条閣僚級会合
(11/17)

難航する交渉を受けて、2週目終盤に開催。6条の重要性や今次会合への期待について、各国閣僚級から発言あり。

クロージング
(11/19)

同日午前中に議長テキストが公開され、午後に決定案を採択。



Ver4 (11/19)



Ver5 (11/19)

※ SBSTA (Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice)
CMA (Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement)

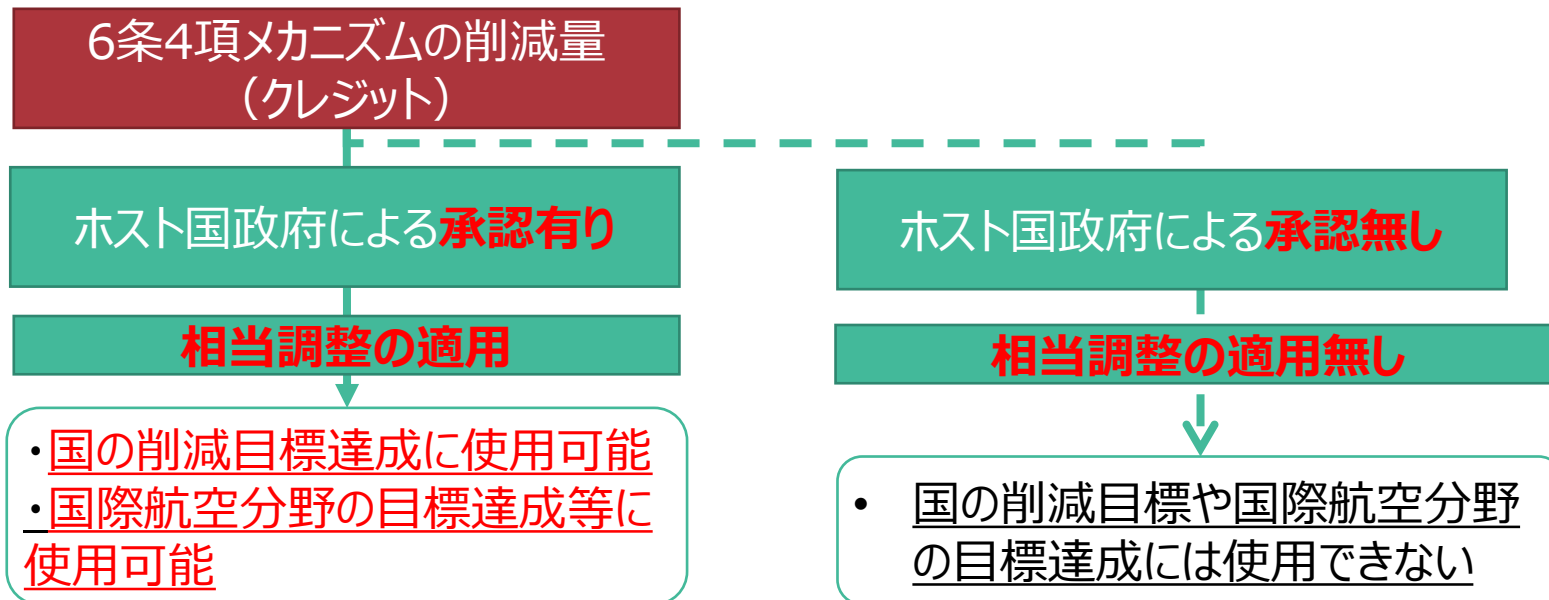
日本提案（二重計上防止の承認案）

問題の背景

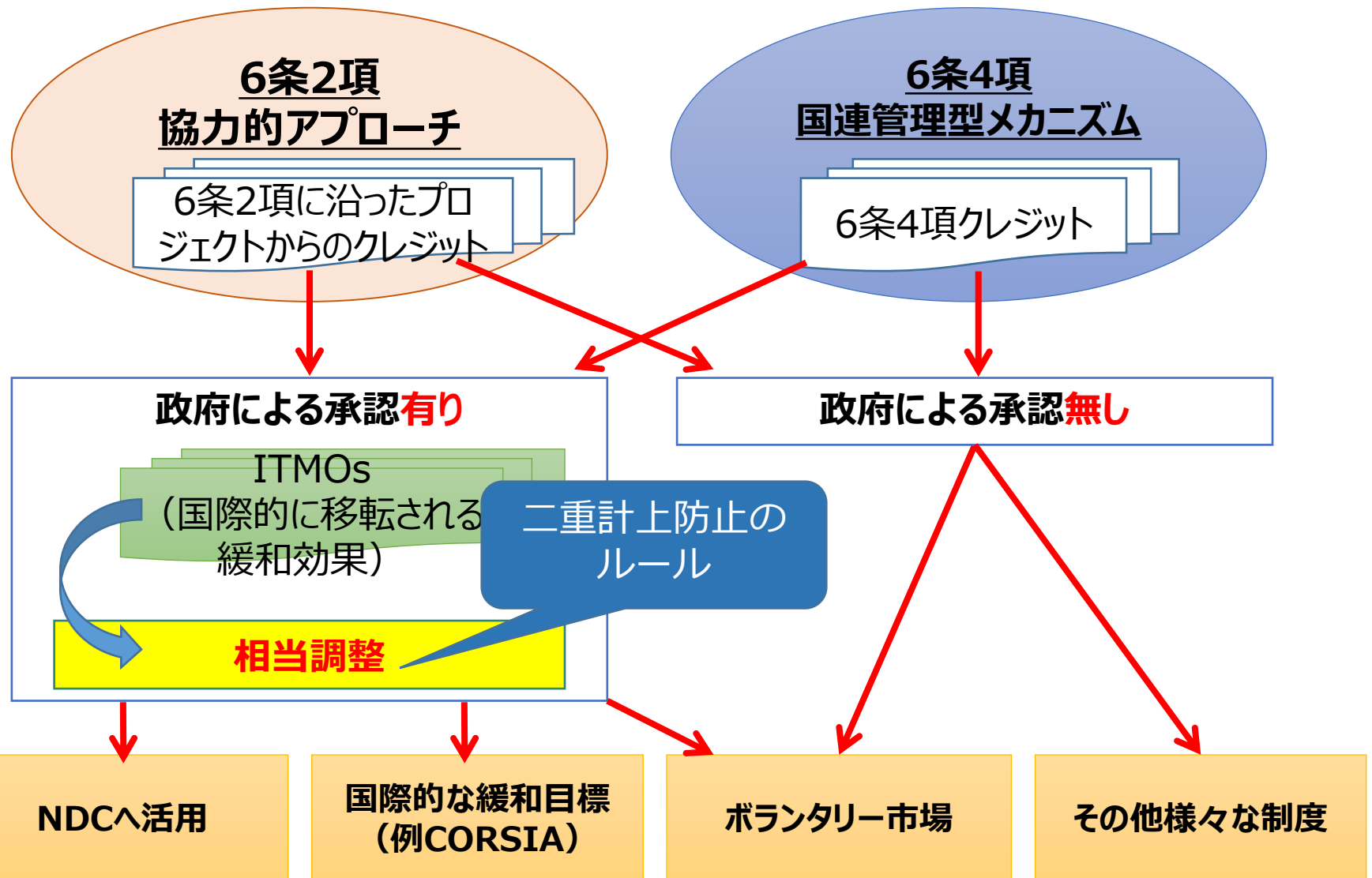
- 一部の途上国は、二重計上防止ルール（相当調整）の6条4項メカニズムへのルール適用免除や猶予期間の設定などを主張。6条の合意に向けた重要論点の一つであった。

日本提案

- 我が国より、6条4項メカニズムのプロジェクトを実施する**ホスト国が「承認（Authorization）」**するクレジットに対して相当調整が適用され、パリ協定に基づく各国の削減目標（NDC）及び国際航空分野などの目標達成に活用可能するルール案を提示。
- 本提案は**ホスト国が相当調整の適用を決める事が出来ること、ルールの適用免除や猶予期間の設定等が不要**となることから、多くの国が支持、6条交渉妥結のブレークスルーとなった。



クレジットの承認と活用



日本提案 (ベースラインアプローチ)

日本提案

日本政府サブミッション“Japan’s submission on Article 6 of the Paris Agreement Enabling ambition in Article 6 instruments” (2021)

Each mechanism methodology shall require the application of one of the following approaches to setting a baseline **that is below “business as usual”** while taking into account any guidance by the Supervisory Body, and justify the appropriateness of their choice:

(a) A performance-based approach, where

(i) **best available technologies** that represent an economically feasible and environmentally sound course of action are taken into account;

(ii) a baseline is based on the emissions of the **best performing comparable activities** providing similar outputs and/or services in similar social, economic, environmental and technological circumstances.

(iii) baseline is based on an **ambitious benchmark** representing a level of GHG emissions for activities within a defined scope and boundary

(b) An approach based on projected or **historical** emissions

(c) Where such approach cannot be applied, an alternative approach can be proposed. The justification shall include information on how the application of the proposed baseline approach is consistent with paragraph XX above.

決定文

Rules, modalities and procedures for the mechanism established by Article 6, paragraph 4, of the Paris Agreement

Methodologies

33. Mechanism methodologies shall encourage ambition over time; encourage broad participation; be real, transparent, conservative, credit **below “business as usual”** avoid leakage, where applicable; recognize suppressed demand; align to the long-term temperature goal of the Paris Agreement, contribute to the equitable sharing of mitigation benefits between the participating Parties; and, in respect of each participating Party, contribute to reducing emission levels in the host Party; and align with its NDC, if applicable, its long-

36. Each mechanism methodology shall require the application of one of the approach(es) below to setting the baseline, while taking into account any guidance by the Supervisory Body, and with justification for the appropriateness of the choices, including information on how the proposed baseline approach is consistent with paragraphs 33 and 35 above and recognizing that a host Party may determine a more ambitious level at its discretion:

(a) A performance-based approach, taking into account:

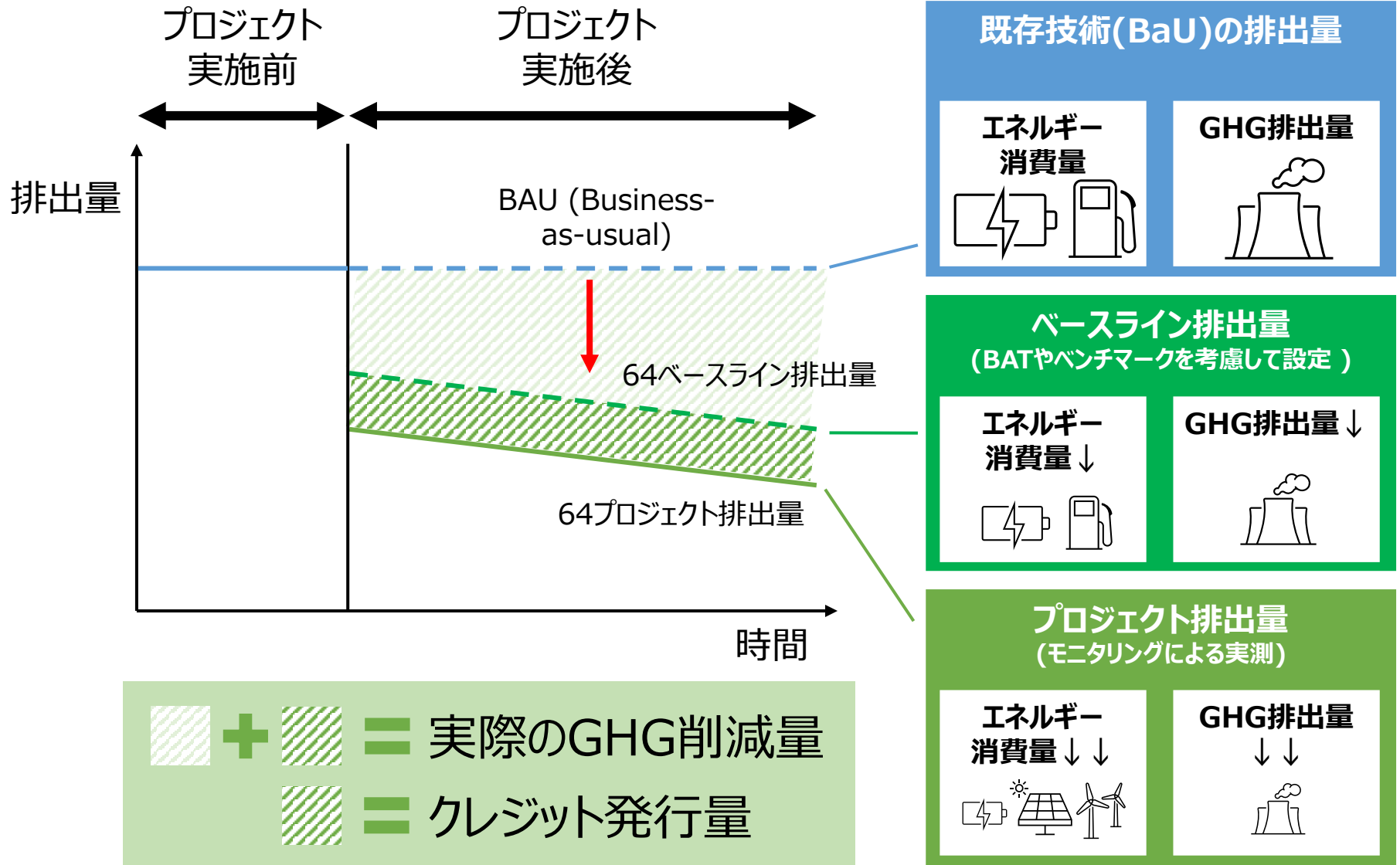
(i) **Best available technologies** that represent an economically feasible and environmentally sound course of action, where appropriate;

(ii) An **ambitious benchmark** approach where the baseline is set at least at the average emission level of the **best performing comparable activities** providing similar outputs and services in a defined scope in similar social, economic, environmental and technological circumstances;

(iii) An approach based on existing actual **historical** emissions, adjusted downwards to ensure alignment with paragraph 33 above.

日本の提案が決定文書へ複数記載

参考：64方法論の考え方



⇒ JCM（二国間クレジット制度）の純排出削減計算方法の概念に類似

用語集

略語	英語正式名称	和訳
BAT	Best Available Technology	利用可能な最善の技術
BAU	Business as usual	特段の対策のない自然体ケース
BTR	Biennial Transparency Report	隔年透明性報告書
CARP	Centralized Accounting and Reporting Platform	中央計算・記録プラットフォーム
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム
CER	certified emission reduction	認証された排出削減量（CDMのクレジット）
CMA	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement	パリ協定締約国会議
CMP	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties	京都議定書締約国会合
CORSIA	Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation	国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム
ETS	Emission Trading Scheme	排出量取引制度
GHG	Greenhouse Gas	温室効果ガス
ITMOs	Internationally Transferred Mitigation Outcomes	国際的に移転される緩和成果
LDC	Least Developed Country	後発開発途上国

略語	英語正式名称	和訳
MPGs	Modalities, Procedures and Guidelines	様式・手順・指針
NDC	Nationally Determined Contribution	自国で決定する温室効果ガスの排出削減目標
NMA	Non-market Approaches	非市場アプローチ
OMGE	Overall mitigation in global emissions	世界全体の排出削減
PoA	programme of activities	プログラム活動（プログラムCDM）
RCC	Regional Collaboration Center	地域協力センター
REDD+	Reducing emissions from deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries	途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SB	Supervisory Body	監督機関
SBI	Subsidiary Body for Implementation	実施に関する補助機関
SBSTA	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice	科学・技術上の助言に関する補助機関
SIDS	Small Island Developing States	小島嶼開発途上国
SOP	share of proceeds	適応支援および事務費用
VCS	Verified Carbon Standard	検証された炭素基準